

児童扶養手当および特別児童扶養手当額が改定されます

児童扶養手当および特別児童扶養手当は物価スライド制の適用により、手当月額が平成16年4月1日からマイナス0.3%の改定となります。このため、8月期（4～7月分）からの手当は次のとおり改定後の額により支払われます。

- 児童扶養手当
 - ・ 全額支給の場合
 - 月額 42,000円を
 - ・ 一部支給の場合
 - 月額 41,880円に改定
 - 月額 9,910～41,990円を月額 9,880～41,870円に改定

● 特別児童扶養手当

- 特別児童扶養手当
 - ・ 1級
 - 月額 51,100円を
 - 月額 50,900円に改定
 - ・ 2級
 - 月額 34,030円を
 - 月額 33,900円に改定

※第2子以降の加算については
● 問い合わせ 児童福祉係

ゴミの分別の徹底にご協力を

家庭や商店などから出されるゴミのうち「燃えるゴミ」は清掃工場で焼却していますが、その焼却灰は周南市にある「山口エコテック(株)」に運び、セメントの原料としてリサイクルしています。

ところが、焼却灰の中に瓦礫や鉄類等の異物が混入すると、機械の故障の原因になるなど

従来どおりです

児童扶養手当の額改定については、現況届送付（7月後半予定）にあわせて変更通知する予定ですが、一部支給者でそれ以前に改定後の額を知りたい方は証書をご用意のうえ、児童福祉係までお問い合わせください

● 問い合わせ 児童福祉係

サイクルを進める上での障害となつてきます。

ゴミを出される際には、ビンなどの資源ゴミの分別だけでなく「燃えるゴミ」についても異物が混入しないよう注意し、3月1日号広報と一緒に配布した「分別の仕方」にそって出してください。

● 問い合わせ 環境対策室

児童手当受給者のみなさんへ

児童手当を受けている人は毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

● 児童手当額

● 対象者 義務教育就学前児童を養育している人で、前々年分（6月分から前年分）所得が一定未満の人

● 申請方法 申請書のほか、必要に応じて添付書類を提出（児童手当は申請がないと支給されません）

● 申し込み・問い合わせ 児童福祉係

● 児童手当額

・ 第1子および第二子（1人につき） 月額 5,000円
・ 第3子以上（1人につき） 月額 10,000円

※支給対象児童を小学3年生まで拡大する改正法案が国会で提出されていますが、5月24日現在未確定の状況です。改正法案が施行されましたら、申請手続き等について広報やケーブルテレビでお知らせします。

長門市婦人会結成50周年記念講演会を開催します

● とき 6/3（木）

● ところ 中央公民館大講堂

● 内容

・ 記念式典 10:00～10:30
・ 記念講演 10:45～12:15

● 演題

「笑顔、いつも心に 男女が共に豊かに生きるために」

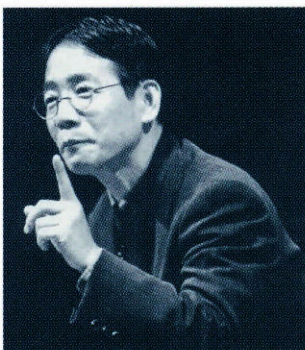
● 講師 桂 文喬

（落語家 教育評論家）

● 入場無料

● その他 ご来場の方に記念品を贈呈します

● 問い合わせ 長門市婦人会連絡協議会事務局（長門市教育委員会内）



桂 文喬

長門市立図書館 文部科学大臣表彰

文部科学大臣が子どもの読書を推進する活動が顕著に優秀と認められる図書館に対して表彰する「子どもの読書活動優秀実践図書館表彰」を長門市立図書館が受賞し、4月23日、東京都渋谷区の国立オリンピック記念青少年総合センターで授賞式が行われました。

長門市立図書館では、平成14年度から子どもの読書活動推進モデル事業として、読み聞かせボランティア講座や移動図書館巡回といった事業のほか、小中学校の図書館との連携強化といった学校教育と関わりなど子どもに視点を置いた活動を継続的に行っており、今回その功績が評価されました。



▲ 表彰を受ける藤本館長